

新潟県の重点要望 要望書

令和7年5月30日

新潟県知事 花角 英世

目 次

	要望書頁
1 防災・減災、国土強靱化対策の着実な推進	1
2 農山漁村の活性化及び防災・減災対策の強化等に必要な予算確保と制度拡充	4
3 道路除雪費に係る国庫支出金の総額確保と冬期道路交通の確保に向けた取組の推進等	7
4 高速道路等の着実な整備	10
5 持続可能な地域公共交通	12
6 並行在来線を含むローカル鉄道等の維持・確保等	14
7 離島航路の活力維持	17
8 地域医療提供体制の確保に向けた対応等	19
9 医師少数県の医師不足解消に向けた抜本的な制度改革	22
10 食料安全保障の確保と農業の持続的な発展に向けた施策の展開	29
11 持続可能な水田経営を実現できる水田政策の構築	32
12 ほ場整備の加速化に向けた支援の充実	33
13 米国の関税措置等への対応	35
14 脱炭素社会への転換の加速化に向けた制度の構築等	37
15 脱炭素電源を求める企業への立地支援	41
16 離島地域に対する支援の拡充等	43
17 拉致問題の早期解決	46
18 柏崎刈羽原子力発電所における安全対策の徹底及び実効性のある原子力防災対策の構築等	49

防災・減災、国土強靱化対策の着実な推進 について

県民生活の安全と安心に直結する防災・減災対策や、インフラ施設の老朽化対策を重点的かつ着実に実施できるよう、「次期国土強靱化対策事業」をはじめとした必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講じること。また、地方の実情に応じ、地方財政措置の拡充などにより更なる負担軽減を図ること。

加えて、改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策後も中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、地方の実情を踏まえた施策を、国土強靱化実施中期計画の「推進が特に必要な施策」に盛り込み策定すること。また、必要な予算・財源を別枠で確保するとともに、有利な地方財政措置を継続するなど十分に配慮すること。

本県が目指す「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を実現するためには、県民生活の安全と安心を確保することが何よりも大切である。

近年、気候変動の影響により自然災害が激甚化・頻発化するなか、国の5か年加速化対策などを最大限活用し、防災・減災、国土強靱化対策を進めているところである。

令和6年1月の能登半島地震や近年の大雨においても、耐震対策や治水対策などの、これまでの取組により被害を回避・軽減する効果が確認されたことから、防災・減災の重要性を改めて認識したところである。

しかしながら、本県は、河川の改修率は約5割、土石流や地すべりなどの土砂災害警戒区域の整備率は約3割にとどまるなど、未だ不十分な状況となっている。

また、建設後50年を超える管理施設も多く、厳しい自然環境からインフラ施設の老朽化も急速に進行している。

このため、県民の命と暮らしを守るための治水・土砂災害対策等の防災・減災対策や老朽化対策は、5か年加速化対策終了後も引き続き本県における重要な課題である。

更に、全域が豪雪地帯である本県では、近年、県内各地で記録的な短期間集中的降雪により災害級の豪雪に見舞われ、大規模車両滞留の発生により、物流機能が一時低下し、県民の日常生活や社会経済活動に多大な影響を及ぼしたところである。

特に、本県の道路改良率は約7割であり、全域が豪雪地帯である10道県の中でも最下位となっていることから、冬期における安全・安心な道路交通を確保するための雪対策についても重点的に取組を進める必要がある。

一方、本県では、度重なる大規模な災害に見舞われたこと等により令和4年度決算において起債許可団体となったことから、公債費負担適正化計画で定めた実負担上限額の範囲内で必要な事業量を確保するためには、5か年加速化対策のような有利な財源の積極的な活用が必要不可欠である。

これらの状況を踏まえ、以下のとおり要望する。

○ 防災・減災、国土強靱化対策の着実な推進

- ・ 防災・減災対策やインフラ施設の老朽化対策を重点的かつ着実に実施できるよう、「次期国土強靱化対策事業」をはじめとした必要な予算・財源を物価高や賃金水準の状況を踏まえ例年以上の規模で確保するとともに、円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講じること。
- ・ 冬期における安全・安心な道路交通を確保するため、引き続き、雪寒事業の着実な推進に配慮すること。
- ・ 令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業」等、有利な地方財政措置を継続すること。
- ・ 厳しい自然環境等の地域特性を踏まえ、社会資本整備総合交付金等における要件緩和や国費率のかさ上げ、地方財政措置の拡充などによる更なる負担軽減を図ること。
- ・ 未だ不十分な治水・土砂災害対策やインフラ老朽化対策等の地方の実情や改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策後も中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、流域治水対策や災害に強い道路ネットワーク構築をはじめ、老朽化対策や雪寒事業、地震・津波対策など、地方の実情を踏まえた施策を、国土強靱化実施中期計画の「推進が特に必要な施策」に盛り込み、現

行の5か年加速化対策を上回る予算規模についても定め策定すること。

- 国土強靱化対策に必要な予算・財源を別枠で確保するとともに、有利な地方財政措置を継続するなど十分に配慮すること。

(内閣官房国土強靱化推進室)

(国土交通省)

(総務省自治財政局)

(財務省主計局)

農山漁村の活性化及び防災・減災対策の強化 等に必要なる予算確保と制度拡充について

食料の安定供給を担い、多面的機能を発揮する農山漁村地域の維持発展を図るため、農業農村整備事業等の安定的な予算確保や地方財政に配慮した制度拡充を行うこと。

本県が引き続き食料供給基地としての役割を果たすとともに、農山漁村地域が豊かな自然環境や県土の保全といった多面的機能を発揮し、地域活性化や人口流出防止等を図るためには、農山漁村地域の維持発展に資する農業農村整備事業等の実施が必要である。

本県の担い手が将来展望を持って経営できる農業の展開を実現するためには、生産性の向上や園芸・高収益作物導入を可能とする農地整備が急務となっており、その推進は食料自給率向上にも資するものである。

また、本県の基幹的な農業水利施設や治山施設、漁港・海岸保全施設等は、地域の生産活動を支えるだけでなく、住宅地の浸水被害防止や土砂流出の抑制、波浪・高潮被害の防止の役割も果たし、県民の安全・安心な暮らしの確保に大きく寄与している。

しかしながら、これらの施設では老朽化が進行しており、計画的に維持補修等を行う長寿命化対策が必要となっているとともに、激甚化・頻発化する災害に備えるため、低平地の湛水対策をはじめ、国土強靱化、防災・減災対策の強化も求められている。

これらの事業を着実に実施していくためには、国において、

予算を安定的に確保するとともに、厳しい地方財政の現状に配慮し、地方負担軽減に資する国庫補助事業や地方財政措置等の制度拡充・創設を行う必要がある。

以上を踏まえ、以下のとおり要望する。

- 1 農業農村整備事業や治山事業、水産基盤整備事業、海岸事業が着実に実施できるよう、国土強靱化実施中期計画を着実に策定し、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源を確保するとともに、地方財政措置の充実・強化を図り、その財源を当初予算で計上すること。
加えて、T P P等関連補正予算を引き続き措置すること。

- 2 地域の担い手が将来展望をもって経営できる農業展開の実現を図るとともに、厳しい地方財政状況の下でも必要な事業が進められるよう農業農村整備事業等に係る地方公共団体及び農業者等の負担を軽減するため、以下のとおり要望する。

- ・ほ場整備事業における園芸等の高収益作物の導入・拡大に関する支援制度の充実
- ・ほ場整備における暗渠排水工事の適債工種化など地方財政措置の対象範囲拡大
- ・基幹的農業水利施設のうち約6割が標準耐用年数を超える中、老朽化対策に必要な予算確保と地方財政措置の拡充
- ・土地改良区が安定的な運営を行うため、農業水利施設の維持管理に係る費用への支援制度の拡充並びにエネルギー価格高騰の影響を受けにくい農業水利施設及び農業水利システムへ転換するための支援制度の拡充

- 3 豪雪地帯の本県は工事期間が限られているため、農山漁村地域整備交付金制度においても、補正予算の措置や国庫債務負担行為（ゼロ国債）の活用など早期着手できる制度の構築を行うこと。

4 漁業関係者から要望の多い漁港機能増進事業について、必要な予算を確保すること。

(農林水産省大臣官房)
(農林水産省農村振興局)
(農林水産省林野庁)
(農林水産省水産庁)
(総務省自治財政局)

道路除雪費に係る国庫支出金の総額確保と 冬期道路交通の確保に向けた取組の推進等 について

- 道路除雪費に係る国庫支出金総額を確保するとともに、除雪関連作業に対する地方負担の軽減を図ること。
- 高速道路及びそれに並行する国道において、地域の実情を踏まえた冬期道路交通の確保に向け、通行止めを発生させない事前対策の更なる充実と、早期規制解除に向けた集中除排雪体制の強化を推進すること。
- 持続可能な除雪体制の構築に向け、ICT等を活用した新技術を地方自治体が早期に導入できるよう、技術開発をより一層推進するとともに、新技術の普及拡大に向けた取組の更なる充実と財政支援を図ること。

本県は、全域が豪雪地帯に、また県土の約70%が特別豪雪地帯に指定されており、県、市町村では、ともに冬期間の安全・安心な住民生活の確保及び経済活動の維持のため、雪対策に全力で取り組んでいる。

しかしながら、近年頻発化する記録的な集中降雪により、通常の除雪に加え、道路幅員の確保や雪壁の崩落防止を目的とする排雪作業が必要となることや資材等の高騰の影響に伴い、除排雪費が増加傾向にある。

このような状況において、冬期道路交通を確保する除排雪作業を地方が躊躇なく実施するためには、十分かつ安定的な国の予算が必要である。

加えて、高速道路及びそれに並行する国道における大雪時の交通確保や、持続可能な除雪体制の構築に向けた取組につい

て、引き続き関係者が連携を強化して進める必要がある。

以上のような豪雪地帯の地方自治体の現状を踏まえ、以下のとおり要望する。

1 道路除雪費に係る国庫支出金の総額確保と地方負担の軽減

- 道路除雪費について、昨年度と同様に十分な配分が継続されるよう、雪寒法に規定される補助率 $2/3$ を充足する国庫支出金総額を確保すること。
- 市町村における道路除雪費の交付金においては、必要額を確保するとともに、豪雪となった場合にはこれまでと同様、臨時的な財政支援を図ること。
- 除排雪作業時に支障となり、また除雪作業等により損傷しやすい防護柵等、道路施設の撤去・設置等の作業は、除雪に関連して必要となる作業であることから、これら除雪関連作業に対する地方負担の軽減を図ること。
- 雪寒地帯等の道路除雪等に関する特別な財政需要に配慮した特別交付税の配分を行うこと。

2 冬期道路交通の確保に向けた取組の推進

高速道路及びそれに並行する国道では、強い降雪に伴い事故等の発生のおそれがある場合等に同時通行止めを実施しているが、このような通行止めは県民生活と経済活動に与える影響が大きい。

このことから、地域の実情を踏まえた冬期道路交通の確保に向け、除雪機械の増強やスタック発生箇所における融雪施設の設置等による除雪体制の強化など、通行止めを発生させない事前対策の更なる充実を図るとともに、やむを得ず通行止めを実施した場合は、早期の規制解除に向けた集中除排雪体制の強化などについて、関係機関と連携して取組を進めること。

3 持続可能な除雪体制の構築

除雪オペレータの担い手不足の状況下でも持続可能な除雪体制の構築を可能とするため、ICT等を活用した新技術を地方自治

体が早期に導入できるよう、除雪作業の効率化・省人化に向けた自動化や安全性向上の技術や、新たな融雪施設の開発をより一層推進するとともに、新技術の普及拡大に向けた取組の更なる充実と財政支援を図ること。

(国土交通省大臣官房)

(国土交通省道路局)

(総務省自治財政局)

(財務省主計局)

高速道路等の着実な整備について

- 「日本海東北自動車道」の朝日温海道路について、地域力をつなぐシームレスな拠点連結型国土を構築するため、一日も早い全線開通を図ること。
- 「磐越自動車道」及び「日本海東北自動車道」の暫定2車線区間について、安全で災害に強い道路を確保し、産業や観光等の交流を促進するため、料金徴収期間の延長により確保した財源等を活用し、早期に全線4車線化を図ること。
- 豪雪地域における円滑な道路交通を確保し、県民の安全・安心の確保及び元気で活力ある地方の形成に向け、安定的に幹線道路の事業進捗を図ること。

近年、地球規模の気候変動により大型台風や集中豪雨など自然災害が激甚化・頻発化しており、速やかな復旧・復興には広域道路ネットワークの早期整備・機能強化が必要である。

また、我が国のポテンシャルを最大限に引き出すシームレスな拠点連結型国土を構築するためには、日本海側と太平洋側の時間距離の短縮や多重性・代替性を確保し、二面を効果的に活用しつつ、内陸部を含めた回廊ネットワークの形成が重要である。

ヒト、モノを早く・楽に・遠くへ運ぶ高速道路は、観光振興や物流の効率化などの経済成長や元気で活力ある地域づくりの加速に繋がることから、以下のとおり要望する。

1 日本海東北自動車道「朝日温海道路」の早期全線開通

地方部における生活圏人口の維持に不可欠な高速自動車国道の整備は国が担う責任がある。朝日温海道路は高速自動車国道と同一規格で整備されているが、トンネル等の大規模構

造物が多く、地方負担が大きいため、以下の観点から、早期全線開通に向けて、地方負担の軽減を図りつつ、必要な予算を確保すること。

- ・ 「日本海国土軸」を国づくりの一つの柱として位置づけ、エッセンシャルネットワークを形成する日本海東北自動車道の整備促進が重要である。
- ・ 並行する国道7号は事前通行規制やチェーン規制の区間があるなど脆弱であり、県境を繋ぐ道路は直轄国道と高速道路のダブルネットワーク化による代替性の確保が必要である。

2 「磐越自動車道」及び「日本海東北自動車道」の全線4車線化

東日本大震災時に磐越自動車道が広域支援ルートの要となるなど、日本海側と太平洋側を太く・多重に繋げ、広域道路ネットワークを強化することが重要であるため、以下の観点から、料金徴収期間の延長により確保した財源等を活用し、早期全線4車線化を図ること。

- ・ 磐越自動車道は大雪時などに立ち往生が発生し、並行する国道49号に事前通行規制区間があるなど脆弱であることから、機能強化とネットワークの代替性確保が必要である。
- ・ 日本海東北自動車道は、交通事故による全面通行止めが度々発生するなど、道路利用者の利便性に支障を来していることから、4車線化による機能強化が必要である。

3 幹線道路の整備

豪雪地域における円滑な道路交通を確保し、県民の安全・安心の確保及び元気で活力ある地方の形成に向け、上越魚沼地域振興快速道路など幹線道路の予算配分について、配慮すること。

(国土交通省道路局)

(総務省自治財政局)

(財務省主計局)

持続可能な地域公共交通について

地域の足を守るため、人口減少や運転手不足等により、厳しい経営を強いられている地域公共交通の持続性を確保し、地域の移動需要に応じて交通資源を柔軟にフル活用できるよう、手厚い支援を行うこと。

バス・タクシー等の地域公共交通は、県民生活及び経済活動はもとより、観光振興の面からも重要な役割を担っているが、過疎化や少子高齢化の進む中山間地域及び離島を抱える本県においては、人口減少や運転手不足等により、輸送量及び運賃収入が減少しているほか、路線バスの廃止・減便が進むなど、厳しい経営を強いられている。

そのため、地域に必要な移動手段の確保にあたっては、従来の路線バスを中心とした交通ネットワークではなく、地域の実情に応じて限られた交通資源を最大限活用する取組のウェイトが高まっており、こうした地域公共交通を将来にわたって持続可能なものにしていくことが必要である。

このため、以下を要望する。

1 地域公共交通の運行費等への支援の拡充・充実

地域公共交通の維持・確保に向けた十分な公的支援が講じられるよう、地方交付税や「地域公共交通確保維持改善事業」の拡充など、必要な財源の確保・拡充を行うこと。

特に、路線バスからコミュニティバスやデマンド交通等へ転換後の運行費支援を拡充すること。

また、県土の広い本県では、県内高速バス路線も、通勤・通学・通院等の生活路線として利用されていることから、路線の維持に向け、運行費や利用促進等に必要な支援を行うこと。

2 交通資源をフル活用した持続可能な移動手段の確保・充実

本県では、宿泊施設の送迎バスやスクールバス等の地域が持つ様々な交通資源の組み合わせやMaaS等のIT技術の活用などの取組を進めており、「地域公共交通のリ・デザイン（再構築）」の実現に向けて、こうした地域の実態に即した取組への更なる支援を行うこと。

特に、交通空白の解消に向けて、地域の交通資源等を最大限活用したライドシェアや自動運転などの多様な移動手段の確保策に対する補助制度の創設などにより継続的に支援すること。

3 運輸事業者の人材確保のための支援の充実

運輸事業者が十分な運転手を確保するためには、令和7年度に施行される改正流通業務総合効率化法や改正貨物自動車運送事業法に基づき、長時間の荷待ち等の改善やデジタル技術の活用などの物流業務の効率化・合理化、運賃の適正収受等を進める必要があることから、これらの働き方改革に対する支援措置の充実を図るとともに、荷主への指導等により実効性を確保すること。

また、自動運転を含む安全技術の高度化は、大型車両運転等の要件緩和を経て、若年者の雇用促進のほか、バス・タクシーの運転手不足への対応にもつながることから、新技術の早期開発・導入とともに運行費の支援を行うこと。

(国土交通省総合政策局)
(国土交通省物流・自動車局)
(国土交通省道路局)
(国土交通省観光庁)
(総務省自治財政局)
(厚生労働省職業安定局)

並行在来線を含むローカル鉄道等の維持・確保等について

地域の暮らしや経済活動を守るため、並行在来線を含むローカル鉄道等の路線の維持・確保や、利便性向上等について、必要な措置を講じること。

並行在来線を含むローカル鉄道等については、人口減少や自動車へのシフト等により、経営環境が悪化していることから、路線の維持・確保や利便性向上等に向けた対策を講じる必要がある。

このため、以下を要望する。

1 米坂線の復旧に対する支援等について

令和4年8月の大雨で被災したJR米坂線は、被災から2年以上が経過し、未だに復旧に向けた着工が行われていない。

米坂線は地域住民に密着した移動手段であるとともに、観光路線としても重要な役割を担っていることに加え、災害時のリダンダンシー機能を有していることから、鉄道事業者に対し早期復旧を促すための環境整備を行うこと。

また、鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助においては、地方負担が前提とされているが、現行制度では財政的な負担が大きいことから、国庫補助の更なる充実や災害復旧事業債の適用など財政支援の拡充を行うこと。

さらに、鉄道路線を維持するため、やむを得ず地方自治体が鉄道施設を保有するなどの事業構造の変更を行い、路線の維持に新たな負担を生じる場合は、将来にわたって安定的に維持確保できるよう、路線の維持や運営に要する費用に対する財政支援を行うこと。

加えて、鉄道の維持管理コストを縮減し、持続可能で安定した運行を確保していくため、鉄道の軽量化や自動運転等の新たな技術の活用や、維持管理費の低減に資する新技術について開発を進めること。

2 ローカル鉄道の存続・機能強化

地域の基幹的な公共交通を支えるローカル鉄道のあり方については、大量輸送機関の観点のみで議論するのではなく、国において、国鉄改革の経緯を踏まえた上で、国土の骨格となるような広域鉄道ネットワークの方向性を示すとともに、その維持に必要な費用については、まずは鉄道事業者と国において、実効性のある適切な措置を講じること。

3 第三セクター鉄道会社等に対する支援予算の確保

えちごトキめき鉄道や北越急行の第三セクター鉄道会社については、地域の暮らしと経済を守る重要なインフラであることから、車両検査や車両修繕も含め、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」や「インバウンド対応型軌道車両整備事業」を通じて、十分かつ確実な予算の確保を図ること。

また、固定資産税負担の更なる軽減措置とともに、赤字補填・運営費助成など、従来のスキームを超えた強力な対策を講じること。

さらに、持続可能な路線の維持・確保のため、電気、通信等における「ユニバーサルサービス」の鉄道事業への応用など、利用者全体で鉄道ネットワークを支える仕組みを創設すること。

4 貨物鉄道が走行する並行在来線への支援の拡充等

えちごトキめき鉄道をはじめ、全国の貨物鉄道が走行する並行在来線の線路使用料において、貨物列車の運行のために必要な設備修繕の負担割合の算定方法を電化設備（電化柱等）についても変電所と同様に見直すこと。また、大規模設備更新を行う場合は、並行在来線を運営する鉄道会社に、貨

物のための投資で資金繰りに過剰な負担が生じないように初期投資に対する貸付金制度を創設すること。

大規模設備更新のうち、特に変電所等の電化設備の更新は、並行在来線を運営する鉄道会社の旅客運行のためではなく、全国の貨物鉄道ネットワークの維持に寄与するものであることから、変電所更新等に対する支援（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）の見直しを図ること。

また、並行在来線の持続可能な運営のため、JRからの経営分離に伴い引き受けた過大となっている設備のスリム化に要する経費について、支援制度を創設すること。

（国土交通省鉄道局）

（総務省自治財政局）

離島航路の活力維持について

人口減少を背景とした利用者の伸び悩みや昨今の燃料費や人件費等の高騰により、厳しい経営環境にある中、船舶老朽化に伴う影響が懸念される離島航路の維持・確保を図るため、必要な支援策を講じること。

- 離島航路の維持・確保及び船舶導入に対する支援の拡充
- 離島航路を安定的に維持するための強力な財政支援

本県には、佐渡島及び粟島の離島航路があり、いずれも島民の足として、また、観光振興の面からも重要な役割を担っているが、人口減少の影響もあり、利用者はピーク時の半分以下に落ち込んでいる。さらに、昨今の燃料費や人件費等の高騰により、航路維持に向けて様々な経営改善を行っているものの、厳しい経営状況が続いている。こうした中においても、船舶の更新は必要である。

社会資本として必要不可欠な国道などと同様、離島航路も重要な交通手段であり、安定運航のためには、日々の経営や船舶導入に対する支援の拡充が必要である。

このため、以下を要望する。

1 離島航路の維持・確保に対する支援の拡充

「地域公共交通確保維持改善事業」における支援に当たっては、標準的な収支を前提とした画一的な算定だけでなく、運航事業者の厳しい経営状況を踏まえ、航路収支の実態に基づいた的確な助成措置を講じること。

また、地方自治体が行う離島航路維持のための取組に対しては、必要な財政需要を的確に算定し、安定的な財政運営に必要な特別交付税を確実に配分すること。

2 船舶導入への支援の拡充

現行の公設民営方式や省エネ船の導入に対する補助率の引

上げとともに、地方自治体が船舶建造等を補助する場合の財政支援制度を拡充すること。

(国土交通省総合政策局)
(国土交通省海事局)
(総務省自治財政局)

地域医療提供体制の確保に向けた対応等について

臨時的な診療報酬の改定を含め、緊急的な支援の確実な実施などにより戦略的かつ継続的に対処するとともに、離島の医療確保に必要な財政措置を講じること。

地域医療介護総合確保基金の重点的な配分の確実な実施や、それに伴う地方交付税措置の充実など、医療再編に取り組む地方自治体に対し従前以上の手厚い支援を行うこと。併せて、介護医療院への機能転換に対する財政支援を拡充すること。

また、重点支援区域における病床機能再編に対する財政支援を拡充すること。

新型コロナウイルス感染症流行後の患者の受療動向の変化などにより、想定以上に患者の減少が進んでいることに加え、物価の高騰や賃金の急激な上昇局面が続く中、病院経営は非常に厳しい状況に置かれており、公定価格である診療報酬が収益の大部分を占め、価格を転嫁することができない病院事業においては、自助努力のみで経営の安定化を図ることが困難になっている。

特に、賃金の上昇への対応については診療報酬以外の税制等を活用することも想定されているが、公立病院等では賃上げ促進税制など制度上活用することのできないものもあり、さらに経営の安定化を図ることが困難となっている。

本県では、多くの病院を複数の圏域で設置・運営し、中山間地や離島を含めた地域の医療を支えている県病院局とJA新潟厚生連が共に資金枯渇のおそれに直面するなど、事業存続すら危うい状況に陥っており、地域医療崩壊の危機に瀕している。

こうした危機的状況からの脱却を図るとともに、更なる人口

減少・高齢化に対応し、持続可能で質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するため、本県では、目指すべき医療提供体制の大枠の方向性を示した「地域医療構想の実現に向けたグランドデザイン」に沿って、各圏域の関係者と医療再編に向けた協議、検討を重ねている。

地域医療構想の達成に向けた医療再編を行うにあたっては地域医療介護総合確保基金を活用することとしているが、今後増大が見込まれる医療機能の分化や連携体制の整備に係る事業費への対応が課題となっている。併せて、介護医療院等で引き受けることができる医療依存度の低い患者を回復期病床等で多く受け入れている現状から、医療再編を円滑に進めるためには医療依存度の低い患者の受け皿整備が重要であるが、受け皿整備のための支援策が十分でない。

また、重点支援区域に選定されることにより、国の手厚い財政支援を受け、再編が円滑に進むことが期待されるところであるが、病床機能再編に伴い必要となる諸費用に対し、必ずしも十分な支援となっていない。

1 病院の経営安定化のために必要な対応

病院の経営悪化に歯止めをかけ、物価や賃金の上昇に対応できるように、2年ごとの改定を待つことなく診療報酬の引き上げを行うこと。

また、令和6年度補正予算による緊急的な支援について、所要額満額を交付するとともに、必要に応じて追加的な支援の実施等により国による全国一律の対策を講じるなど、戦略的かつ継続的に対処すること。

特に、離島においては、他地域へのアクセスが物理的に制限されているため機能の集約化には限界があり、一定の医療機能の維持が必要である一方、人材確保や医療機器の輸送などに追加費用を要することから、離島に立地する公的病院等の運営経費に対する地方公共団体からの助成に係る特別交付税措置の拡充や、診療報酬上の加算など、特別な措置を講じること。

2 地方自治体への更なる財政支援

医療再編を円滑に進めるため、重点支援区域における地域医療介護総合確保基金の重点的な配分の確実な実施や、それに伴う事業量に応じた地方交付税措置の充実など、医療再編に取り組む地方自治体に対し従前以上の手厚い支援を行うこと。

3 介護医療院への機能転換に対する財政支援の拡充

病床転換助成事業の期間の延長や、地域医療介護総合確保基金を活用するなどにより、医療再編を円滑に進めるために必要となる介護医療院への機能転換など、医療依存度の低い患者の受け皿整備に資する財政支援を拡充すること。

4 病床機能再編に対する財政支援の拡充

病床機能再編に向けたインセンティブとなるよう、重点支援区域における病床機能再編に必要な経費の実態を踏まえ、十分に補てんがなされるよう、病床機能再編支援事業の交付額の増額を行うこと。

(厚生労働省医政局)
(厚生労働省保険局)
(総務省自治財政局)
(財務省主計局)

医師少数県の医師不足解消に向けた抜本的な制度改革について

医師少数県における医師不足や医師の地域偏在を解消するための実効性のある偏在対策につながる抜本的な制度改革を進めるとともに、医師少数県における医師確保対策等への財政支援の拡充を図ること。

国が示した医師偏在指標において、本県は全国第 45 位の医師少数県とされており、医師不足は極めて深刻な状況にある。

本県の一人当たり医療費は全国最低水準であり、国全体の医療費適正化に貢献している一方で、医師の養成・確保については自らの財政負担により、できうる限りの努力を行っているが、医師不足や医師の偏在の解消には至っていない。

こうした地方の医師不足の背景には、現在の国の医療制度と経済社会の東京一極集中という構造的な問題があることから、現行の制度・枠組みの下では、地域医療の確保には限界がある。

医師少数県における医師不足、医師の偏在を抜本的に解消していくためには、制度的対応など国でなければできないことも多いことから、国が主体的に全国の医師偏在を解消するための実効性のある偏在対策につながる抜本的な制度改革を行う必要がある。

また、医師少数県における医師確保対策を強力に支援するための財政支援を早急に講じる必要がある。

併せて、医師が不足している本県において、新興感染症が大規模に蔓延した場合、医師への負担が増大することにより、感染症対応だけでなく、地域医療提供体制の維持に影響が出るこ

とが懸念されることから、平時に必要とされる医師の確保のみならず、感染症への対応も見据えた医師を確保する仕組みづくりが必要である。

1 国による医師偏在解消に向けた実効性のある対策

○ 真に実効性のある「医師偏在是正に向けた総合的な対策パッケージ」の具体的な取組の実施

「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」の本格実施に向け、真に実効性のある制度とするともに、医師少数県の自治体や医療機関に負担が生じないよう財源を手当てすること。

○ 医学部臨時定員増措置の延長

医学部臨時定員増の枠組みについては、令和8年度末まで1年間延長された。

令和9年度の医学部定員については、「医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会」において医学部臨時定員等の議論が行われているが、医師増加ペースの見直しは、医師不足が深刻な医師少数県にとって医師採用数の減少に直結しかねないことから、医師の地域偏在に真に実効性のある対策とセットで行うこと。

○ 地域枠の拡大に伴う支援等

臨時定員増による地域枠拡大に伴い、大学医学部は設置基準に基づく専任教員の増員や、教室等の施設整備・実習室等の設備整備などが必要となるが、国立大学法人に対する国立大学法人運営費交付金において、必要な経費を全てまかなえる状況にはないことから、地域枠拡大に伴う専任教員の増員や施設・設備の整備に係る必要な経費に対する国立大学法人運営費交付金の拡充を図ること。

また、国は、地域枠及び地元出身者枠の恒久定員内への設置について、積極的に大学と調整を行うことを求めているが、恒久定員内への地域枠等の設置を促進するため、大学の教育体制の確保や負担軽減のための財政支援である「大学における恒久定員内地域枠設置促進事業」を継続・

拡充すること。

さらに、将来時点において不足する医師数が著しく大きな県についてのみ、例外的に医学部定員の上限緩和を含む既設医学部の大幅な定員増を可能とすること。

併せて、医師多数都道府県（以下「医師多数県等」という。）に所在する大学であっても、医師少数県の取組に協力している場合は評価する必要があることから、医師少数県のための地域枠を設ける大学については、恒久定員を減員しないことや特段の財政支援などの対応を行うこと。

○ 医師の地域偏在解消に向けた臨床研修制度の見直し

研修修了後の定着率が高い臨床研修医の確保は、医師少数県にとって喫緊の課題である。令和6年3月に医師臨床研修部会から、臨床研修制度見直しに係る報告書が示されたが、地域医療の安定的な確保に向けて、次のような都市部への集中を是正する抜本的な対策を講じること。

- ・ 早期に大都市部における募集定員を大幅に減少させ、募集定員を研修対象者数と同程度にすること。
- ・ 各都道府県の募集定員上限に係る激変緩和措置については、令和7年度の募集定員上限の算定から縮小することとされたが、激変緩和措置の対象となる都道府県の募集定員上限が減少していくよう確実に実施すること。
- ・ 令和8年度以降実施される「臨床研修広域連携型プログラム」については、プログラムの円滑な構築を支援するとともに、実施状況を見ながら対象定員数の拡大など必要な見直しを行うこと。

さらに、臨床研修の質の向上を図るためには、臨床研修病院における指導環境の整備が必要であることから、都市部の派遣元病院や、指導医として派遣される医師本人にインセンティブを付与するなど、都市部から地方へ臨床研修指導医が派遣される仕組みを構築すること。

- ・ 例年、申請額に対して7割程度の交付実績となって

いる臨床研修費等補助金（医師）について、十分な予算を確保し、申請額どおり交付すること。

○ 医師少数県に配慮した実効性を伴う専門研修制度の運用

臨床研修病院をはじめとする関係者と一体となった取組により、臨床研修医確保は着実に成果が上がってきており、今後、専攻医としての定着が課題となる一方で、現在、専攻医募集定員に係るシーリングについては、激変緩和措置がとられており、専攻医が大都市部に集中していることから、一人当たりの症例数をみると地方と都市部で大きな差があるなどの課題がある。

令和8年度のシーリングの仕組みとして、特別地域連携プログラムがシーリングの枠内に設定されるなど、一定の改善案が示されたものの、直近の過去3年間の平均採用数まで復元できる激変緩和措置は引き続き設けられることとなっている。

激変緩和を縮小し、シーリングの効果が地方の医師少数県に及ぶよう、大都市部に対してしっかりとしたシーリングを実施すること。

さらに、産科や外科などについては、それらの診療科の医師数自体が減少していることなどから、現在シーリングの対象外となっているが、本県など医師少数県においては、それらの診療科の医師不足がより深刻な状況であることから、それらもシーリングの対象とすること。

加えて、シーリング制度において、専門研修の質の向上に資する指導体制の構築及び指導医に対するニーズの高い地域への指導医の派遣を評価する仕組みが設けられることが検討されており、都市部の派遣元病院や、指導医として派遣される医師本人にインセンティブを付与するなど、都市部から地方へ指導医が派遣される実効性のある仕組みを構築すること。

また、日本専門医機構において、専門研修プログラムの更新制度における医師不足地域での勤務を条件とすることなどが検討されているが、地域の基幹的な病院で勤務する

など医師のキャリアにも配慮しつつ、専門医として全国どこでも通用する実力を付ける研鑽の場として、地方で一定期間勤務する仕組みを創設すること。

○ 医師少数区域等への医師の勤務促進

都道府県ごとに保険診療が可能な保険医の定数を定めたり、診療報酬上配慮するなど、医師少数区域等での勤務促進策を講じること。

また、医師少数区域等での若手医師の勤務を促進するため、大都市圏など医師多数県等と医師少数県が連携の上、臨床研修及び専門研修のプログラムを構築・運用等する際に必要な支援を行うこと。

○ 医師の働き方改革と医師確保・偏在対策の一体的な推進

時間外労働の規制の取組だけでは、医師不足地域における医療提供体制に多大な影響を与えることが想定されるほか、地域医療の観点から必須とされる機能を果たすため、やむなく長時間労働が必要となる地域医療確保暫定特例水準の対象医療機関に指定されることにより、医師確保が困難になるおそれがあることから、医師の働き方改革の推進に当たっては、地域における医師確保・偏在対策と一体的に進めること。

また、医師の働き方改革の推進には、多職種によるチーム医療が重要であることから、これらの役割を中心的に担う看護職員の確保・定着や専門性の向上に向けて、自治体が行き組む施策への財政支援を拡充するとともに、看護職員の一層の処遇改善を図ること。

○ 学校医・産業医の確保支援

本県においては、学校における保健管理等を担う学校医や企業等の従業員の健康管理に携わる産業医の確保が課題となっていることから、国として担い手不足の解消に向け支援を検討すること。

2 医師少数県における医師確保対策等への強力な財政支援

○ 医師少数県に配慮した財政支援

地域医療介護総合確保基金（医療分）の国補助分について

ては、医師少数県等へ重点的に配分するとの方針が示されているが、大学への地域枠設置と卒業後の離脱回避のための実績を評価するなど、客観的な基準を示し、重点的な配分を確実に行うこと。

併せて、地域医療介護総合確保基金（医療分）の都道府県負担分に対し人口に応じ措置されている普通交付税についても、同基金の国補助分の配分方針を踏まえ、医師不足が顕著な県に重点的に配分すること。

加えて、医師偏在の是正に資する修学資金等に係る特別交付税について、一層の財政措置を講じること。

○ 市町村における独自の医師確保の取組に対する財政支援

医師不足が深刻な医師少数区域などの市町村における独自の医師確保の取組等に対し、特別交付税による財源措置などを講じること。

○ 地域医療構想推進と一体的に進める医師確保への支援の拡充

地域医療構想に沿って中核病院の集約・機能強化や、地域包括ケアシステムを支える医療機能の充実を推進する必要があるが、こうした医療提供体制を将来にわたって持続的で質の高いものとするためには、医療人材の育成・確保が不可欠である。

このため、本県では、臨床研修病院が魅力向上や研修環境整備に尽力するとともに、二次医療圏単位で圏内の各医療機関等が一体となって専門研修プログラムを新設するなどの取組を進めているが、指導医の確保等のソフト面に加え、研修医室の確保などハード面の制約が課題となっている。

このため、現在、地域医療介護総合確保基金の区分Ⅳで対象外となっている施設・設備整備について、重点医師偏在対策支援区域に選定された二次医療圏の医療機関における研修環境整備は活用可能とするなど見直しを行うこと。

(厚生労働省医政局)
(文部科学省初等中等教育局)
(文部科学省高等教育局)
(総務省自治財政局)
(財務省主計局)

食料安全保障の確保と農業の持続的な発展に向けた施策の展開について

改正食料・農業・農村基本法の基本理念である食料安全保障の確保、農業の持続的な発展に関する施策を着実に実施し、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ること。

改正された食料・農業・農村基本法の基本理念を踏まえ、食料・農業・農村基本計画においては、我が国の食料供給や国民一人一人の食料安全保障の確保等に向けた施策を講じるとされている中、米の昨年端境期での品薄状況や、それ以降の価格の著しい高騰、備蓄米の放出といった事象により、食料安全保障の確保の重要性は一層高まっている。

食料安全保障の確保は、国内の農業生産の増大を図ることを基本とする観点を踏まえ、食料の供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成の仕組みを構築するとともに、生産者が安定的な収入を確保して、事業として継続していくための施策を実施し、農業の持続的な発展を実現することが重要である。

加えて、米国の関税措置に係る協議においては、国内生産への影響が生じることがないように対応することが必要である。

このため、次のとおり要望する。

1 米の需給環境の安定化

国民に対する食料の安定的な供給に向け、国内の農業生産の増大を基本に、備蓄米の適正運用も含め、米の円滑な流通に支障が生じない環境を整備すること。

併せて、米の流通・消費に混乱が生じないように、きめ細や

かに米の流通及び在庫状況等を把握し、その情報を広く生産者、流通事業者及び消費者等に発信するとともに、安定した需給環境の維持に向け、需要に応じた生産を一層強力に推進すること。

2 合理的な価格形成と国民理解の醸成

生産・流通コストの上昇を踏まえた食料の価格形成を行える仕組みの早急な構築や消費者等の理解醸成など、合理的な価格形成が可能となる環境整備を進めること。

3 地域計画に位置付けられた担い手の経営発展

- ・ 地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化、農業生産基盤の確保、スマート農業技術等の活用による生産性の向上など、農業経営の安定化や将来にわたり安定的に農産物が供給できる効率的な生産体制の構築等を進めること。
- ・ 収入保険などのセーフティネットについては、対策全体の在り方の検討などを通じ、担い手が安心して農業経営を継続できる万全な制度に見直すこと。

4 輸出拡大による米の供給力向上

日本産米市場の拡大に向けた取組等を強化するとともに、産地が取り組む海外市場のニーズに即した米の生産や、地元港を活用した新たな流通ルートの構築等を支援すること。

5 国境措置の堅持

米国の関税措置に関する日米協議においては、米をはじめ、国内農業生産への影響を及ぼさないよう、譲歩することなく現行の国境措置を堅持すること。

(農林水産省大臣官房)

(農林水産省輸出・国際局)
(農林水産省農産局)
(農林水産省畜産局)
(農林水産省経営局)

持続可能な水田経営を実現できる水田政策の構築について

持続可能な水田農業の実現に向け、水田政策の見直しにより、担い手が主食用米と非主食用米等を合わせた水田農業経営全体で、所得を確保できる仕組みを構築するとともに、国産穀物の活用促進を図ること。

今後、農業者の減少や高齢化が見込まれる中、気候変動による異常高温の常態化や昨年夏の米の品薄状況等を踏まえれば、国産穀物確保の重要性はますます高まっている。

国産穀物を安定的に確保していくためには、主食用米に偏重せず、本県に集積している食品産業が求める非主食用米等を合わせた水田農業経営全体で所得を確保できる仕組みを構築するとともに、国産穀物の消費を拡大していく必要がある。

このため、今後の地域農業を担う農業者が、将来展望を持って持続可能な水田農業を展開できるよう、令和9年度から根本的に見直すこととしている水田政策の中で、安定した財源を確保した上で、加工用米や輸出用米、酒造好適米など、原料や海外等に供される米の生産にしっかりとしたインセンティブが働く仕組みを構築するとともに、引き続き食品製造事業者に対して米粉などの国産穀物の活用促進を図ること。

(農林水産省大臣官房)

(農林水産省農産局)

ほ場整備の加速化に向けた支援の充実について

本県は、全国以上に農業者の高齢化や減少が進行し、生産基盤の脆弱化が危惧されている。そのため、担い手への農地の集積・集約を通じた規模拡大や生産コストの低減等による効率的な営農の展開、需要に応じた多様な農作物の生産を可能とする、ほ場整備の加速化に向けた農業農村整備事業予算の確保や必要な支援措置を講じること。

我が国の農業は、農業者の高齢化や減少が進行し、今後 20 年後には、担い手となる農業者が大幅に減少することが見込まれている。そのような中、耕作放棄地の抑制、農業生産の維持・増大を通じた国民への食料の安定供給を図るためには、少ない経営体で農業生産を支える体制の確立が喫緊の課題となっている。

特に、本県では基幹的農業従事者のうち 70 歳以上の割合が 6 割を超えるなど、全国と比べても高齢化が更に進んでいる状況である。

そのため、本県においては担い手への農地集積・集約化を進めているが、いまだに多くの農地が未整備の状態であり、そのような農地については、受け手がおらず耕作放棄されるおそれがあるため、近年、ほ場整備の機運が高まり、要望が増加している。

一方で、ほ場整備を行った地域では、担い手への農地の集積・集約を通じた規模拡大や効率的な営農の展開、園芸作物の導入による農家所得の向上が図られ、持続可能な農業農村の実現に寄与している。

そのような状況の中、本県では、ほ場整備の加速化に対応するため、国の重点配分を受け、ほ場整備事業予算を増額すると

ともに、農家負担のみならず県の負担も抑えられる農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を推進している。

一方で、ほ場整備事業の更なる加速化を図っていくためには、農業農村整備事業予算の確保と本県への支援の充実が必要となる。

こうした課題に対応するため、以下のとおり要望する。

- 1 増加するほ場整備の要望に対応し、耕作放棄の発生を防止するとともに、多様な農作物の導入等による農家の所得向上を図るため、国の農業農村整備事業関係予算を増額し、地方財政措置の手厚いほ場整備予算を重点配分すること。
- 2 喫緊の課題である農業者の大幅な減少を踏まえ、閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において初動5年間で構造改革を集中的に進めるとされていることから、ほ場整備事業を緊急的に推進できるよう、地方が集中的に実施できる地方財政措置の充実・強化を図り、その財源を当初予算で計上すること。
- 3 本県のほ場整備を加速化させるため、ほ場整備実施中の地区において農地中間管理機構関連農地整備事業の適用が円滑に出来るよう支援を行うこと。

(農林水産省農村振興局)
(総務省自治財政局)

米国の関税措置等への対応について

米国に対し、相互関税等の見直しを求めるとともに、影響を受ける企業や農林漁業者の事業継続・競争力維持に向けた支援を講じること。

米国による相互関税の発動と、自動車や鉄鋼・アルミニウム製品等に対する追加関税措置は、米国への輸出が多い製造業、輸出が最近伸びている農林水産業など、国内の様々な産業に重大な影響を及ぼすことが懸念されている。

本県においても、米国市場を主要輸出先の一つとする輸出関連企業や、景気の影響を受けやすい中小企業など、県内企業の経営悪化を引き起こす恐れがある。

また、錦鯉や米などの農林水産物や、日本酒等の輸出拡大を推進している中で、生産者・輸出事業者の意欲や事業の継続性に深刻な打撃となる。

については、関税措置の見直しに向けて協議を続けるとともに、米国の関税措置による影響を受ける県内企業や農林漁業者の事業継続・競争力維持のため、総合的かつ機動的な支援を講じることがを要望する。

- 1 米国との協議の場において、関税措置の見直しを粘り強く求めること。特に、国内農業生産への影響を及ぼさないよう、現行の国境措置を堅持すること。
- 2 関税措置による経済への影響について分析を行い、国民等に対し迅速かつ丁寧に情報を提供するとともに、地方の実情

を踏まえた対策を講じること。

- 3 関税の影響を受ける中小企業・小規模事業者や農林漁業者に対して、資金繰りに支障を来さないよう十分な支援を行うこと。
- 4 地方経済の持続的な発展のため、企業等が取り組む新たな国内外での販路開拓・拡大や、新分野進出に向けた支援を行うこと。

(外務省経済局)

(経済産業省経済産業政策局)

(経済産業省通商政策局)

(経済産業省貿易経済安全保障局)

(経済産業省中小企業庁)

(農林水産省輸出・国際局)

脱炭素社会への転換の加速化に向けた制度の構築等について

脱炭素社会への転換を加速させるために、再生可能エネルギー由来電力を移出する地域の貢献等を明らかにし、そのCO₂削減価値を踏まえてさらなる導入拡大に向けたインセンティブを付与するとともに、地域の特性や課題を踏まえた取組を推進するために必要な制度の充実や技術的・財政的な支援の強化を行うこと。

本県は、天然ガスや原油の産出地として、集積する技術・インフラ等を活用しながら、新たな産業創造や価値創出を推進し、来たる脱炭素社会においても、我が国の重要なエネルギー拠点であり続けるため、脱炭素社会への転換を県政の重要課題として位置づけ、様々な取組を積極的に進めている。

また、島嶼も含め長い海岸線を有し、急峻な山脈から流れ出る河川、水源の涵養にも大きく寄与する森林資源等の多様な自然資源を活かしながら、県土全体が豪雪地帯であることによる様々な課題に対応し、豊富な水資源を活用した電力を供給するなど、長らく国内の脱炭素化に貢献している。こうした地域特性を踏まえながら、引き続き地球温暖化対策に取り組んでいくにあたり、以下のとおり要望する。

1 電力移出地域が評価される仕組みの構築

現状では電力使用に伴う温室効果ガス排出量が消費地においてカウントされる方式であるため、電力移出地域の貢献度が可視化されず、広く認知されていないという課題がある。

エネルギーの使用抑制や再エネ電力等の地産地消に加え、電

力移出等を通じて他地域での CO₂ 排出量の削減に貢献する地域に対し、その寄与を適切に評価し、インセンティブを付与することは、地域におけるさらなる取組の推進につながり、国内の再エネ導入量の増加等、国全体の脱炭素化を加速化させるものであることから、以下の仕組みを構築すること。

- (1) 国において、地域内で創出された再エネのうち地域外へ移出している量を、他地域への CO₂ 削減量寄与分として消費地としての排出量とは区別して、算定・可視化し、電力移出地域の貢献を明らかにすること。
- (2) 電力移出に伴う CO₂ 排出量の削減について、「地域脱炭素 2.0」において削減寄与量に応じた既存交付金や国支援制度の優先・優遇枠の創設や、その炭素価値が市場で売買される場合等に収益の一定額を還元するなど、電力移出地域にインセンティブを付与する仕組みを創設すること。

なお、その創設にあたっては、脱炭素成長型経済構造移行債や新たな電力賦課金、炭素市場での売買収益などを活用し、十分な財源を速やかに確保すること。

- (3) CCUS（炭素の回収・有効利用・貯留）等の新たな技術を活用した CO₂ の削減効果について、その削減量の算定や削減価値の還元など、CCUS 実施地域の取組が評価される仕組みを構築すること。

2 地域の脱炭素化を進めるための制度の充実

- (1) 地域の脱炭素化を進めるにあたり、人的パワーやノウハウが足りず、脱炭素政策に重点的に取り組むことが困難な市町村に対し、地域の脱炭素化を支える人材の育成や熟練者の派遣等により、市町村の課題解決や計画策定等の支援を充実させること。
- (2) 脱炭素先行地域づくり事業・重点対策加速化事業いずれも、事業の実施状況等に応じ、交付金額の増額も含めた計画変更や、複数年度にまたがる事業実施を柔軟に認めること。あわせて、新たにより多くの自治体が脱炭素化を進めることができるよう、財源を拡充すること。

- (3) 県が率先して県有施設・設備等の脱炭素化を進めていくために、令和5年度に創設された「脱炭素化推進事業債」について、計画的な事業実施と適切な事業進捗、地域における事業施工者の着実な育成につながるよう、事業期間を少なくとも令和12(2030)年度まで延長すること。
- (4) 現行の各種リサイクル法が適用されない使用済みの太陽光パネルについて、今後廃棄量の増加が見込まれる中でも、安全かつ適正に処理できるよう、例えば、各種製品に見合った処理費用の前払い方式やデポジット制度の導入、製造・小売業者等による引取義務化などのリサイクルシステムを早急に構築するとともに、廃棄ルール等に関する必要な情報を事業者等に確実に周知すること。

3 地域の特性や課題を踏まえた取組を進めるための支援強化

- (1) 太陽光発電導入のポテンシャルを秘めている雪国での多様な次世代型太陽電池の導入を促進するため、「地域GXイノベーションモデル(仮称)」など、国支援制度における財政支援を強化すること。
 - ① 積雪地域に立地する自治体の優先採択や補助率の引き上げなど優遇措置を講じること。
 - ② 様々な地域の特性やニーズに応じた次世代型太陽電池の普及に向けて、ペロブスカイト太陽電池に加え、カルコパイライト材料を用いた太陽電池など、有望な技術の開発・実装に向けた支援を充実させること。
 - ③ 地域の持続可能な脱炭素化の促進に向けて、流通や設置・施工、維持管理などを含め、地元のPPA業者、施工業者が事業に関与できるよう地域で実装するための技術面・財政面での支援を行うこと。
- (2) 冬季の暖房由来のCO₂排出量が多いことや大雪の際に大規模な車両滞留が発生しやすい等の雪国の課題を踏まえた、ネット・ゼロ・エネルギーハウス、電気自動車・充電インフラ等の導入促進に向けた、技術開発や財政支援を充実させること。

- (3) 森林吸収クレジットが、適切な森林整備に資する価格で取引される仕組みを早期に構築するとともに、森林吸収クレジットの価格の妥当性や炭素価値以外の環境保全等への貢献についても広く周知するなど、国としても販売量の向上に向けた取組を積極的に行うこと。
- (4) 循環型林業による森林吸収源対策を進めるため、長期間炭素の貯蔵効果がある建築物の木造化・木質化が図られるよう、広く一般消費者に木材利用の意義等の理解を広める普及啓発の取組を強化するとともに、手入れの遅れた天然林の間伐等の森林整備に対する財政支援を強化すること。
- (5) 炭素貯留に寄与する藻場造成を推進するため、藻場の評価手法を活用しつつ、効果的な藻場拡大技術の開発等の取組を一段と加速すること。

4 気候変動適応策の着実な推進

地球温暖化を原因の1つとする気候変動の影響は一層顕在化しており、特に熱中症については、今後も被害が大きくなることが予想される。気候変動適応法改正により、熱中症特別警戒情報が発出されることとなったが、地方自治体への伝達にあたっては、国において自動伝送可能な周知・伝達システムを構築するなど、市町村に迅速かつ確実に通知できるようにすること。

(環境省総合環境政策統括官グループ)

(環境省地球環境局)

(環境省環境再生・資源循環局)

(環境省環境保健部)

(農林水産省林野庁)

(農林水産省水産庁)

(経済産業省産業技術環境局)

(経済産業省資源エネルギー庁)

(総務省自治財政局)

脱炭素電源を求める企業への立地支援について

国が策定した「GX2040ビジョン」を踏まえ、脱炭素電源を求める半導体関連企業やデータセンター等、GX産業の本県立地を支援すること。

国では、国際情勢の緊迫化やGX・DXの進展に伴う電力需要増加の可能性など、投資環境への不確実性が高まる中、中長期の見通しとして「GX2040ビジョン」を策定したところである。

GX2040ビジョンでは、半導体、データセンターなどを含む脱炭素電力等のクリーンエネルギーを利用したGX産業が付加価値を生み、日本経済の牽引役となることが期待されており、脱炭素電源が豊富な地域に企業の投資を呼び込むことを通じて新たな産業集積の構築を目指すべく、必要な措置の検討を進めることとしている。

とりわけ、データセンターについては、大規模災害時にもデジタルサービスを維持していく上で、東京圏・大阪圏への集中から、地域分散を進めていく必要があり、将来的に脱炭素電源を含む電力インフラが立地する見込みのある場所等への立地が望ましいとされている。

本県においては、豊富な水資源を活用した水力発電が立地しているほか、大規模な洋上風力発電やバイオマス発電の事業化も予定されているところである。

こうした点を本県の強みとして、半導体関連企業等の脱炭素電源を求めるGX産業を誘致することは、本県経済を活性化させるとともに、我が国全体の脱炭素化の推進にも寄与するもの

である。

以上を踏まえ、次のとおり要望する。

- 1 エネルギー需要の大きい半導体関連企業等が、脱炭素電源が豊富な地域に新たな投資を検討している全国的な状況を踏まえ、本県へのGX産業の立地が促進されるよう、具体的な支援策を早期に構築すること。
- 2 太平洋側と同時被災しない本県の位置関係や、脱炭素電源の活用可能性など、本県の優位性を踏まえ、データセンターの本県立地を促進するとともに、地方におけるデジタル化の促進等データ需要増加に向けた支援を行うこと。

(経済産業省イノベーション・環境局)

(経済産業省商務情報政策局)

(経済産業省資源エネルギー庁)

(総務省総合通信基盤局)

離島地域に対する支援の拡充等について

- 令和8年度末に期限切れとなる有人国境離島法を延長し、離島航路の維持に向けた支援の拡充など、地域社会の維持に関する施策の実施に必要な財政上の措置を講ずること。
- 本県の粟島を「特定有人国境離島地域」に早期に追加指定するとともに、指定されるまでの間、航路運賃低廉化に対する財政支援を行うこと。
- 離島活性化交付金及び特定有人国境離島地域社会維持推進交付金において、海上輸送費支援事業の対象品目の追加や、航路運賃の燃油サーチャージへの補助など、支援の拡充を行うこと。

1 有人国境離島法の延長

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（以下、有人国境離島法）に定める有人国境離島地域は、我が国の領海、排他的経済水域等の保全という重要な役割を担っており、当該地域が継続して役割を果たしていくためには、令和8年度末に期限切れとなる有人国境離島法を延長していく必要がある。

- 令和8年度末に期限切れとなる有人国境離島法を延長し、離島航路の維持に向けた支援の拡充など、地域社会の維持に関する施策の実施に必要な財政上の措置を講ずること。

2 粟島の「特定有人国境離島地域」の追加指定

有人国境離島法及び同法に基づく基本方針によれば、有人国境離島地域のうち、領海の保全等の活動拠点としての機能維持のため、地域社会の維持が特に必要な地域で、本土から遠隔に位置し、かつ人口が著しく減少している地域を特定有人国境離島地域に指定するとされている。

本県の粟島は、領海基線を有しており、国籍不明船の漂着等、近隣諸国からの脅威にさらされながらも、従前より島民自らが警察・海上保安庁への報告を行うなど、領海の保全等の活動拠点としての機能を果たしてきている。また、航路距離が35kmと本土から遠隔の地に位置し、ピーク時から約6割の人口が減少するなど、将来無人化のおそれがあることから、地域社会の維持が特に必要な地域として、特定有人国境離島地域に指定されてしかなるべき地域である。

- 日本海側に位置する粟島の国家安全保障の観点からの役割の重要性に鑑み、地域社会の維持に必要な島民負担の軽減、雇用対策、産業振興等の施策を十分実施できるよう、粟島を特定有人国境離島地域に追加指定すること。
- 当該地域に指定されるまでの間、島民の経済的な負担を軽減するための暫定措置として、島民の航路運賃を、指定された離島並みに低廉化するための財政支援を行うこと。

3 交付金による支援の拡充

離島地域は、製品の移出入に係るコスト等が本土に比べて高く、他地域との競争においても不利な状況にある。離島活性化交付金や特定有人国境離島地域社会維持推進交付金において、海上輸送費に対する支援が行われているが、対象品目数が限定されていることから、佐渡島内の貨物取扱額全体の8割が交付金対象となっておらず、支援を受けることのできない事業者も多い。加えて、昨今の原油価格の高止まりによる原料や資材価格の上昇、離島航路における貨物運賃の値上げ等、事業者の負担が増大しており、離島の経済や産業に与える影響が懸念される。

また、離島航路における島民運賃は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金により低廉化が図られているが、燃油サーチャージは支援の対象外となっており、原油価格の高止まりによるサーチャージの増額により、住民負担が大きくなっている。

- 離島活性化交付金及び特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の海上輸送費支援事業における対象品目数を拡充すること。

- 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の航路運賃低廉化事業において、燃油サーチャージについても支援の対象とすること。

(内閣府総合海洋政策推進事務局)

(国土交通省海事局)

(国土交通省国土政策局)

(財務省主計局)

拉致問題の早期解決について

北朝鮮による拉致問題の全面解決のため、関係諸国や国際機関等と連携・協調し、拉致問題の全容解明と、安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図り、併せて、拉致の疑いのある方々の事実確認に努めること。

- 国際社会と緊密な連携の下、北朝鮮への圧力を緩めることなく、食糧難などが伝えられる北朝鮮国内の状況変化を的確に捉えて、北朝鮮への直接の働きかけを含め、あらゆる可能性を探りながら一層の外交努力により事態を打開し、親世代をはじめご家族との再会が急がれる中、一刻も早く拉致被害者等の救出のための協議を行うこと。

また、拉致問題が解決しない限り国交正常化や経済支援を行わないとの方針を堅持すること。

- 北朝鮮の「拉致問題は解決済み」との立場を崩すため粘り強い交渉を行い、日朝首脳会談の実現を見据え、目に見える形で具体的な成果を早期に出すこと。
- 米国をはじめとする関係諸国に対し、北朝鮮と個別協議を行う際には、引き続き、日本人拉致問題の早期解決について北朝鮮側に働きかけるよう要請すること。
- 曾我ミヨシさんの安否確認と横田めぐみさんの詳細な情報提供を求めること。
- いわゆる特定失踪者など北朝鮮による拉致の疑いのある方々についての調査・事実確認を引き続き徹底して行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。
- 県民に拉致問題への関心を持ち続けてもらい、一層の世論喚起を進めていくために、拉致問題解決に向けた政府の取組の状況等について、可能な限り情報提供すること。

拉致問題の進展が見られない中、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会等は、「政府に、親の世代の家族が存命のうちに全拉致被害者の一括帰国を実現させることと、それを実現させることが北朝鮮に人道支援、独自制裁解除、国交正常化後の経済協力をする条件だと内外に明らかにすることを求める」との運動方針を発表した。

拉致被害者等やそのご家族はご高齢となっており、拉致問題の解決には、もはや一刻の猶予も許されない。

石破総理大臣は、拉致問題は政権の最重要課題であるとし、全ての拉致被害者の帰国を実現するため、断固たる決意の下で、解決に取り組むとの決意を表明した。また、昨年11月の国民大集会において、拉致問題は国家主権の侵害以外の何物でもないと強調し、金正恩氏と正面から向き合い、先頭に立って解決に取り組んでいくとの強い意欲を示した。

さらに、今年2月には、日米首脳会談において、日本は拉致問題の即時解決の実現への引き続きの協力を求め、米国から全面的な支持を得たとされた。

日本国民を救出することができるのは日本国政府だけである。政府においては、米国、韓国、中国をはじめ国際社会と連携を図り、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則の下、拉致問題の全容解明はもとより、安否不明者の生存確認と早期帰国実現、拉致の疑いのある方々の調査・事実確認の徹底など、拉致問題の解決に向けて具体的に進展するよう毅然とした姿勢で外交交渉を行うことを要望する。

本県では、今年3月に「新潟県拉致問題等の啓発の推進に関する条例」を制定し、拉致問題等に関する啓発を総合的かつ効果的に推進することにより、解決に向けた気運の醸成を図っており、政府の取組を後押しする上で、県民が関心を持ち続け、一層の世論喚起を進めていくために、政府が北朝鮮とどのような外交交渉を行っているのか、可能な限り情報提供いただくよう要望する。

(内閣官房拉致問題対策本部事務局)
(外務省アジア大洋州局)
(警察庁警備局)

柏崎刈羽原子力発電所における安全対策
の徹底及び実効性のある原子力防災対策の
構築等

令和5年12月、原子力規制委員会は、柏崎刈羽原子力発電所における核燃料の移動禁止命令を解除し、東京電力の適格性判断の結論を変更する理由はないと判断しました。

また、令和6年3月には、経済産業大臣から、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に向けた理解要請を受けたところです。

一方、東京電力福島第一原子力発電所事故によって県民の間に原子力発電の安全性に対する不安感がある中、令和3年に発覚した柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護に関する不祥事をはじめ数多くの不適切な事案が発生しており、東京電力に対する県民の信頼が回復していくか見極めていくことが必要です。

こうした中、令和4年12月の豪雪では、国道8号で38時間に及ぶ車両滞留や通行止めが発生し災害救助法が適用されるなど、雪害との複合災害時における避難の実効性が問われています。

加えて、令和6年能登半島地震では、家屋の倒壊やライフライン、道路の損壊が発生し、地震との複合災害時における屋内退避や避難の実効性に対する県民の関心は高まっており、新潟県議会においても、自然災害と原子力災害との複合災害時における現実的な避難方法等の検討を求める意見書などが全会一致で可決されています。

このように、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策の徹底、より実効性のある原子力防災対策の構築等、課題は多岐にわたっております。

これらの課題については、国策として原子力発電を進めてきた国の責任において、適切に対応されるよう求めます。

なお、本要望は現時点における課題に対し対応されるよう求めるものです。

今後、新たな知見や課題が明らかになった際には改めて対応を求めていきます。

I 国が前面に立った取組

1 県民理解への取組

国として柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を進めていくのであれば、柏崎刈羽原子力発電所の安全性や再稼働の必要性について、国の責任において、県民の信頼が得られるまで十分かつ分かりやすく丁寧に説明を行うこと。

(経済産業省)

(原子力規制委員会)

(内閣府 (原子力防災担当))

2 事業者に対する指導・監督の強化

柏崎刈羽原子力発電所を運営する事業者に対する県民の信頼を得るため、国が前面に立って、県民から信頼される運営体制を構築すること。

また、東京電力に対する原子力規制検査については、セーフティとセキュリティの両面から厳格に行うこと。

原子力発電所の更なる安全性の向上に継続して取り組み、新たな知見が得られた場合には、速やかに安全性を再確認すること。

(経済産業省)

(原子力規制委員会)

3 技術者の育成・人材確保

原子力発電所の現場技術者の人材確保のため、県内の大学等と連携し、技術者を育成するための取組を行うこと。

(経済産業省資源エネルギー庁)

(原子力規制委員会)

II 避難対策の実効性向上等

1 原子力災害時の住民避難を円滑にするための避難路の整備等

原子力災害時に柏崎刈羽原子力発電所を中心として6方向[※]へ放射状にUPZ外まで避難する経路をはじめ、避難の性質上、安

全に避難できると考えられる地点までの経路については、安全かつ円滑に避難するために必要であることから、関係市町村からの要望も踏まえながら、国と県の協議の枠組みの中で、引き続き協議を進め、地方負担を求めずに速やかに整備等すること。

※ 新潟方向、長岡・三条方向、小千谷・魚沼方向、十日町・湯沢方向、十日町(松代・松之山)方向、上越方向

(内閣府 (原子力防災担当))
(経済産業省資源エネルギー庁)
(財務省)

2 除排雪体制の強化

県内全域が豪雪地帯である本県では、特に、冬季に安全かつ円滑に避難ができる環境の整備が重要であり、対策の強化は不可欠である。

こうした本県の状況を踏まえ、冬季に原子力災害が発生した場合の避難路の除排雪・監視体制について、関係省庁の連携や、高速道路と国直轄管理道路の管理者間の連携や体制の強化等、具体的な対策を確立すること。

また、短期集中降雪にあっても迅速な避難が可能となるよう、地方自治体が管理する道路における除雪車両の増台や必要な箇所への消雪パイプなどの消融雪施設や監視カメラの設置、除排雪等に当たる民間事業者への資機材などの支援等、除排雪・監視体制の強化に必要となる対策について、地方負担を求めず確実に実施すること。

加えて、民間事業者による対応が困難となった場合に備え、実動組織による支援体制を構築すること。

(内閣府 (原子力防災担当))
(経済産業省資源エネルギー庁)
(国土交通省)
(財務省)

3 放射線防護対策を施した屋内退避施設（シェルター）整備の強化

令和6年能登半島地震において家屋の倒壊等により住民が避難や自宅に留まることが困難となるケースが発生したことなどを踏まえ、自宅以外で屋内退避が一定期間継続可能な施設（シェルター）の設置を促進する必要がある。

現在、放射線防護対策事業は、要配慮者等が屋内退避する施設に限定されているが、原子力災害対策重点区域内全域で一般住民も含め屋内退避する施設が整備できるよう対象を拡大するとともに、速やかに整備すること。

併せて、屋内退避を一定期間継続できるよう、空調対策や耐震化等の整備も補助対象にするとともに、維持管理についても責任を持って対応すること。

また、固定資産税が課税されている法人が所有する介護施設等が放射線防護設備を設置した場合、固定資産税負担額が増大することが課題となっていることから、負担が生じないようにすること。

（内閣府（原子力防災担当））

（財務省）

4 複合災害時における対応の検討と避難等の考え方の理解促進

「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」の報告書において、自然災害への備えを更に強化するとともに、自然災害対応との連携を強化することが極めて重要としていることから、国として速やかに検討を行い、対策を講ずるとともに、報告書の内容を踏まえ、家屋の倒壊やライフラインの途絶等が発生した際などの対応について、住民に対し、しっかりと説明すること。

また、屋内退避を指示されたUPZ内住民のうち一定数は自主避難を開始するのではないかといった指摘などを踏まえ、段階的な避難や屋内退避の有効性などの考え方を、住民に対し、丁寧に分かりやすく説明すること。

(内閣府 (原子力防災担当))
(原子力規制委員会)

5 ICTを活用した円滑な避難方法の構築

原子力災害時に、国が住民に対して的確な情報を一元的に伝えるための仕組みが無いことから、原子力災害時の円滑な避難のため、国の責任において、ICTを活用し、原子力発電所の状況や住民へ避難指示の内容等が的確に伝わるよう必要な対策を講じること。

(内閣府 (原子力防災担当))
(原子力規制委員会)

6 資機材整備等の充実

屋内退避中の食料等の備蓄や避難のための住民向け資機材の配備など、自治体が地域特性等を踏まえて実施する防災対策の経費について、国において確実に財政措置をすること。

(内閣府 (原子力防災担当))
(経済産業省)
(財務省)

7 放射線モニタリング体制の維持強化

県が実施している放射線モニタリングに必要な資機材の整備及び維持管理に要する経費について、陸域面積が広く人口が多い等、本県の実態に即して確実に財政措置等を行うこと。

また、県内に航空機モニタリング機器を常備するなど、国としても本県のモニタリング体制を強化すること。

(原子力規制委員会)
(財務省)

8 原子力災害医療体制の強化

- (1) 原子力災害時に入院患者をUPZ外に避難させる必要が生じた場合の患者搬送の担い手が定められていないため、明確にすること。

(原子力規制委員会)

(内閣府 (原子力防災担当))

(厚生労働省)

- (2) 放射性物質の放出状況によっては、UPZ外についてもUPZ内と同様の防護措置をとることが原子力災害対策指針に定められていることから、安定ヨウ素剤の配布及び備蓄などの防護措置について、UPZ内外に関わらず、国による配置人員確保や財政的支援など必要な支援を行うこと。

(原子力規制委員会)

(内閣府 (原子力防災担当))

(財務省)

9 原子力施設に対する武力攻撃事態等への対処

原子力施設への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、国民保護法に基づき、原子力事業者に対し運転停止を命ずるなど、迅速に対応すること。

その際、実効性のある対策が迅速に講じられるよう、平時から緊急時に備えた体制の構築に万全を期すこと。

(内閣官房 (事態対処・危機管理担当))

(内閣府 (原子力防災担当))

(総務省消防庁)

(警察庁)

(国土交通省海上保安庁)

(原子力規制委員会)

(防衛省)

10 原子力災害対策重点区域への適切な対応等

(1) 現行の電源三法交付金制度については、福島第一原子力発電所の事故以降、防災対策が必要となる原子力災害対策重点区域が拡大されたにもかかわらず、電源立地地域対策交付金等の交付対象地域の見直しがなされていない。

また、本県は柏崎刈羽原子力発電所が発電する電力の供給を受けていない。

このような中で、拡大された地域は防災対策の強化を求められ、地域の負担のみが増している。

こうした本県の実情を踏まえ、既存の交付対象地域に対する交付水準は維持した上で、拡大された原子力災害対策重点区域を新たに交付対象地域とするなど、整合性・公平性の観点から原子力災害対策重点区域内の全ての地域を対象とした適切な制度に見直すこと。

(経済産業省資源エネルギー庁)

(財務省)

(2) 原子力発電所が運転を停止している間も、住民の安全確保や理解促進に向けた公共施設の整備・維持等の取組に必要な財政需要は生じている。加えて、本県では東京電力に対する県民の信頼が回復していくか見極めていくことが必要である。こうした立地地域の実情を踏まえた上で、必要な間、電源立地地域対策交付金の交付が継続されるよう、一定期間の経過をもって一律に交付対象外とする現行の「みなし規定」の制度を見直すこと。

(経済産業省資源エネルギー庁)

(財務省)

(3) 現行の「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」では、原子力発電施設等の周辺地域の振興を図り、経済の健全な発展と住民生活の安定に寄与することを目的に、地域の

防災に配慮しつつ、生活環境、産業基盤等の整備に必要な特別措置を講ずることとされている。

しかしながら、福島第一原子力発電所の事故以降、防災対策が必要となる原子力災害対策重点区域が拡大されたにもかかわらず、原子力発電施設等立地地域の指定はE P Zを要件としており、未だ見直しはなされておらず、また国の補助や地方債に係る特別措置は防災対策のみが対象とされている。

本県は柏崎刈羽原子力発電所が発電する電力の供給を受けていない中で、原子力災害対策重点区域の指定に伴い防災対策の強化を求められた地域では負担のみが増大している。

こうした本県の実情と法の目的を踏まえ、平成13年5月22日付の内閣府事務次官通達に基づく現行の原子力発電施設等立地地域の指定について、原子力災害対策重点区域の全ての地域への拡大、対象事業の拡充や補助率の嵩上げなど支援措置の充実・強化を図るとともに、新たに必要となる財源を確保すること。

(経済産業省資源エネルギー庁)

(内閣府(科学技術・イノベーション推進事務局))

(国土交通省)

(総務省)

(財務省)